

○ 許可対象となる盛土等の規模

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域においては、表1の規模を超える盛土等は許可の対象となります。

【表1】

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

【出典：盛土規制法パンフレット(国土交通省・農林水産省)】

○ 届出対象となる盛土等の規模

特定盛土等規制区域においては、表1の許可対象とならない盛土等でも、表2の規模を超える盛土等は届出の対象となります。

【表2】

区域	行為	届出
特定盛土等規制区域	(盛土・切土)の形質の変更	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土とを同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く) ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く) ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
	土石の一時的な堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの

※ 規制対象となる盛土等の規模の詳細や必要な手続きを記載した手引等は、今後公表する予定です。